



島根県報

平成16年 3月30日 (火)
号外 第 56 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

(労働政策課)

公布された条例等のあらまし

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則 (規則第40号)

1 規則の概要

- (1) 県立高等技術校寄宿舎使用料徴収に伴い、減免の制度を設けることとした。(第14条・第15条・様式第8号・様式第9号・様式第10号関係)
- (2) 訓練料の編成を改正した。(別表関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第40号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則 (昭和45年島根県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第14条中「授業料及び入校料」を「授業料、入校料及び寄宿舎使用料」に改め、同条の表を次のように改める。

授 業 料 等	減免区分	減 免 金 額
授業料及び入校料	全額免除	条例の定めるところにより納入すべき額に相当する額
	半額免除	条例の定めるところにより納入すべき額の 2 分の 1 に相当する額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
寄宿舎使用料	半額免除	条例の定めるところにより納入すべき額の 2 分の 1 に相当する額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
	4 分の 1 免除	条例の定めるところにより納入すべき額の 4 分の 1 に相当する額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第15条中「授業料」を「授業料等」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

技 術 校 名	訓練課程	訓 練 科	訓練生定員	訓練期間
島根県立松江高等技術校	普通課程	建築科	10人	2年
		左官技工科	10人	2年
		庭園技術科	10人	1年
	短期課程	建築科	10人	1年
		伝承建築科	10人	6月
島根県立出雲高等技術校	普通課程	理容科	10人	2年
		美容科	20人	2年
		自動車工学科	15人	2年
		土木工学科	10人	2年
		設備工学科	10人	2年
		ビジュアルデザイン科	10人	1年
	短期課程	インテリア木工科	10人	1年
		建築ビジネス科	10人 (延べ20人)	6月
島根県立浜田高等技術校	普通課程	OAシステム科	10人	1年
	短期課程	建築科	10人	1年
		建設科	10人	1年
		情報サービス科	15人	6月
島根県立益田高等技術校	普通課程	OAシステム科	10人	1年
	短期課程	建築科	10人	1年
		建設科	10人 (延べ20人)	1年
		情報サービス科	10人	6月

様式第8号から様式第10号までを次のように改める。

様式第 8 号 (第16条関係)

授 業 料 等 減 免 申 請 書

ふりがな 氏 名		校 名	
生 年 月 日	年 月 日	訓練科名	1・2 年次在校中
現 住 所			
保 証 人 氏 名			
保 証 人 住 所			
家 族 の 状 況 (生計を一にする者)	続 柄	氏 名	就業・就学の状況 (職種又は学校種別を記入すること。)
過去の減免状況	有 ・ 無		
減免申請内容	授業料 ・ 入校料 ・ 寄宿舍使用料 (寄宿舍使用予定期間 年 月 日～ 年 月 日)		
減免を希望する理由			
<p>島根県立高等技術校の授業料等の減免を受けたく (連署して) 申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>本人氏名 ①</p> <p>保証人氏名 ①</p> <p>島根県知事 様</p>			
<p>上記の者は、授業料等減免対象者として適当と認め推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>島根県立 高等技術校長 ①</p> <p>島根県知事 様</p>			

(注) 1 この申請は、訓練生が未成年者である場合に限り保証人との連署とすること。

2 この申請を行う場合において、必要な書類を添付すること。

様式第9号 (第17条関係)

第 号
年 月 日

島根県立 高等技術校 科
様

島根県知事



授 業 料 等 減 免 決 定 通 知 書

年 月 日付で、申請のあった島根県立高等技術校授業料等の減免については、下記のとおり決定したので、島根県立高等技術校規則第17条の規定により通知します。

記

減免項目	減免区分	減免月額	減免期間	減免総額
授 業 料	全額免除 半額免除	円	年 月 日から 年 月 日まで	円
入 校 料	全額免除 半額免除			円
寄 宿 舎 使 用 料	半額免除 4分の1免除	円	年 月 日から 年 月 日まで	円

様式第10号 (第18条関係)

第 号
年 月 日

島根県立 高等技術校 科

様

島根県知事

印

授 業 料 等 減 免 取 消 通 知 書

年 月 日付け 第 号で通知した島根県立高等技術校授業料等の減免については、下記のとおり取り消したので、島根県立高等技術校規則第18条第 2 項の規定により通知します。

記

減免項目	減免区分	減免取消月額	減 免 取 消 期 間	減免取消総額
授 業 料	全額免除	円	年 月 日から	円
	半額免除		年 月 日まで	
寄宿舍使用料	半額免除	円	年 月 日から	円
	4分の1免除		年 月 日まで	

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。